

〔 8 〕 キンボールスポーツ

1 期 日	2022 年 9 月 17 日 (土)	
	受 付	8 時 30 分
	開始式	9 時 00 分
	(リードアップゲームを含む)	
	競技開始	9 時 45 分
	表彰式	競技終了後

2 会 場 下野市 下野市石橋体育センター

3 種別及び参加人員

種 別	選手 (監督含む)	チーム数	小計	合計 (人)
ジュニアの部 (A)	4 ~ 8	15	120	360
ジュニアの部 (B)	4 ~ 8	15	120	
フレンドリーの部	4 ~ 8	15	120	

※ 監督が選手を兼ねることができる。

4 競技上の規程及び方法

(1) 競技規則

国際キンボールスポーツ連盟オフィシャルルールを適用する。(一部ローカルルールを適用する。)

(2) 競技方法

- ア 全ての部門で予選 (各チーム 3 試合) を行う。上位 3 チームで決勝を行う。
- イ 決勝戦で同点のチームが出た場合は、同点のチーム同士で 3 点先取の延長戦を行う。
- ウ 各種別のスコアキーパーは選手が担当する。

(3) その他

- ア 組み合わせは主催者側が決定する。
- イ 競技実施に必要な事項は別に定める。
- ウ ヒットは両手打ちのみとする。

5 選考方法

各種別において参加申込み先着順とし、募集チーム数になり次第締め切る。

6 参加資格

- (1) 栃木県内に在住、在勤、在学している者で 1 チーム 4 名以上 8 名以下の構成とする。
- (2) その他、栃木県キンボールスポーツ連盟が認めた者とする。
- (3) 小学生以上を対象とする。
- (4) 小学生が参加する場合は、保護者又は成人の付き添いを必要とする。
- (5) 18 歳未満の者が参加する場合は、保護者の同意書を提出する。
- (6) 各種別の参加資格は以下のとおりとする。

- ア ジュニアの部 (A)：小学1年～3年生（男女混合可）
- イ ジュニアの部 (B)：小学4年～6年生（男女混合可）
- ウ フレンドリーの部：中学生以上の競技経験者（男女混合可）

7 表 彰

- (1) 各種別の第1位、第2位、第3位のチームに、賞状を授与する。
- (2) 参加者には、大会参加記念章を授与する。

8 参加申込み方法

- (1) 申込み期間は、2022年5月9日（月）から8月1日（月）までとする。
 - (2) 所定の「参加申込書」及び「参加同意書」（2022年5月9日現在で18歳未満の者が参加する場合のみ）に必要事項を記入の上、下記宛てに持参又は郵送・FAXもしくはメールで提出すること。
- (注1) 申込後、到着確認の連絡（電話、FAX等）をすること。
- (注2) 受付完了後、事務局から必要な連絡等を行う。

申 込 先	宛 先	提出部数
いちご一会とちぎ国体 下野市実行委員会事務局 （下野市教育委員会事務局 スポーツ振興課）	〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 (TEL) 0285-32-8920 (FAX) 0285-32-8611 (メール) sports@city.shimotsuke.lg.jp	1部

9 参加負担金

- (1) ジュニアの部は、1チーム2,000円とする。
- (2) フレンドリーの部は、1チーム3,000円とする。
- (3) 当日受付時に納入すること。
- (4) 納入された参加負担金については、返金しないものとする。

10 参加上の注意

- (1) 傷害保険の加入については、主催者側で一括加入し、補償は保険の範囲内とする。
- (2) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分配慮した上で参加すること。
- (3) 競技実施中の傷害、疾病については、主催者側で応急処置を行うが、以後の責任は一切負わない。（大会当日は、各自、健康保険証を持参すること。）
- (4) 会場までの移動については、各自行うこと。
- (5) 貴重品の管理は、個人又は各チームで行うこと。
- (6) 飲食、その他の「ゴミ」は、本人が必ず持ち帰ること。

11 個人情報の取扱いについて

参加申込書及び参加同意書に記載された個人情報については、以下のいちご一会とちぎ国体に関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたこととする。

- (1) いちご一会とちぎ国体参加意思及び参加人数の確認
- (2) 参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など）
- (3) 参加案内等の送付

- (4) 競技別プログラムの作成
- (5) 賞状等の筆耕
- (6) 競技結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報紙、インターネット等への掲載

12 その他

- (1) 荒天時及び不測の事態の場合には主催者側が当日 6 時までに開催の可否を決定し、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会ホームページで周知する。個別に連絡は行わないものとする。
- (2) この要項に定めない事項は、必要に応じて主催者側が協議して定める。